

書評 渡辺健哉『元大都形成史の研究—首都北京の原型』
(東北大学出版会、2017年、本文328頁)

WATANABE, Kenya, *Studies on the Formative Process of Yuan Dadu (Capital of the Yuan Dynasty) : Prototype of the Beijing Capital*

寇博辰 (陳穎 訳)

Kou bo chen : Chen ying (translated)

本書は、渡辺健哉氏が「動態的視点」から元大都の形成・変遷過程について検討を行った学術著作である。全部で十章からなり、序章と終章の他に、八章の本文と参考文献一覧・後記・索引・英文要旨から構成される。各章の内容は、主に著者がこの二十年間に発表した論文に改訂・増補を加えて出版されたものである(本書は著者が2005年に東北大学に提出した博士学位請求論文『元大都形成史の研究』にもとづく)。

ここで一点説明をしておきたい。元の大都(大都・大都城)については、広義と狭義の両様の意味がある。前者は北城(新城)と南城(旧城)の両方を含むが、後者は北城のみを指す。本稿では、狭義の元の大都の定義を用いる。

各既発表論文に関する詳細な情報は本書の24頁に記載されている。次に、本書の各章の内容を要約し、併せて刊行年を付しておこう。

「序章 大都研究の現状と課題(2005年)」は、これまでの研究をまとめ、先行研究における問題点を指摘したものである。

「第一章 大都南城について(1999年)」は、南城の沿革と機能について検討を行う。

「第二章 大都における宮殿の建設(2010年)」と「第三章 大都における中央官庁の建設(2010年)」は、それぞれ宮殿の建築と中央官署の建設過程について探究したものである。

「第四章 大都形成過程における至元二十年九月令の意義(2004年)」は、「至元二十年(1283)九月令」が大都の発展に対して与えた影響を分析している。

「第五章 大都留守段貞の活動(2002年)」は、段貞に焦点を絞り、彼が大都で行った各建設活動について考察を加えたものである。

「第六章 大都留守司について(2002年)」は、大都留守司について、その設立・職能・任官者の方面から検討を行っている。

「第七章 大都における宗教施設の建設(2011年)」は、南・北城及び周辺地域における仏寺・道観の建設状況について掘り下げたものである。

「第八章 科挙からみた大都(2009年)」は、科挙を切り口として大都の発展過程を考察し、併せて『進士及第唱名儀』と『進士後恩儀』が付されている。

「終章(未発表)」はまず全書の内容を概括

し、そして、元大都の都市プラン、建設の理由、その都市としての性格、更には元代の皇帝が大都を巡幸した期間・生活場所等の諸問題について著者の見解を示している。

学術史の観点からみて、本書がこれまでの元大都研究に新たな貢献をなしたものは、「動態的視点」という新たな視点を提示したことである。著者は、本書の序章において、陳高華『元大都』(北京出版社、1982年)が歴史文献に対する史料批判が欠けており、史料の編纂年代に十分な注意を払っていないことを指摘している。「静態的研究」では、畢竟、元大都の長期にわたる発展過程を解明することはできていないと言う。いくつかの文献史料は元朝後半期に編集され、元代後半期の大都の外観と状況しか反映できないため、これらの史料に基づいては大都の状況を簡単に考えることはできない。そしてこれに対し、「動態的視点」に立ち、大都の発展過程を時間軸に沿って明らかにしようとする(17-20・21頁)。例えば、第八章では、大都の南部は元代初期において既に開発されていたこと、そして元代中期に至って大都の中央部も利用するようになったことを明らかにし、これらを根拠に、大都は南から北に向かって開発を進展させていったと結論した。第八章に加えて、第二、第三、第四、および第七章でもこの新しい視点を導入している。著者は、検討時期を元朝に限定しただけでなく、通時代的に、大都を考察すべきことを強調している。元大都と金中都、明清北京との関係の検討である(19-20・21頁)。たとえば、第一章では、金中都が元大都に与える影響について説明する。また、第三章では、明代の北平都指揮使司と北平提刑按察司が、それぞれ元朝の枢密院と御史台

の官庁を使用したことを指摘する。さらに、大都留守司は都城の管理機構をなし、その重要性は言うまでもない。この機関については、これまでの研究が簡単な説明にとどまっていたところを、第五章と第六章で詳細に検討している。この二つの章では、制度史の視点から大都留守司に焦点を当てているが、大都の建設におけるこの官庁の役割も明らかにしている。要するに、「動態的視点」は、本書において具体的な問題を解決する方法として用いられるだけではなく、今後の元大都の研究に新たな示唆を提供するためにも使用される、長期的な研究の視点といえる。

まず章立てについてであるが、第一章から第八章の内容は本書の本体部分である。しかし、この八章は、各章が論理的に緊密さを有しているという訳ではない。以下のように改訂してはどうかと思う。第一章は、そのまま「大都南城について」とする。金の中都のもとになった南城は、北城より早期に建設されたので首章に置く。第二章には「大都形成過程における至元二十年九月令の意義」を充てる。このように考えるのは、「至元二十年九月令」の本旨は、「市肆」「局院」「稅務」を南城から北城に移転し、首都の機能を漸次新城に移行することにある。従ってこの章をここに置けば、前を受けて後に展開する、つまり、南城に関する前章の研究を受けて、北城を検討する後章に展開していくことができよう。研究の主たる対象が旧城から新城へと移った以上、第三章と第四章に「大都における宮殿の建設」と「大都における中央官庁の建設」を持ってきても、帝王の宮殿と中央官署が都城の中核であるから、問題は生じない。このように大都の中核建築について考察を終えた後

に、続けて皇室に仕える機構であり、都城管理機構でもある大都留守司について検討するのがよく、そこで「大都留守司について」と「大都留守段貞の活動」を各々第五章と第六章とする。第五章と第六章をこのような順番に入れ替えれば、先に大都留守司の基本状況について考察を深め、その上でこれを土台に、段貞を中心として、より詳しく大都留守司について検討できるはずである。更に、前者「大都留守司について」の第四節のタイトルは「武衛の設立と段貞」から「段貞と武衛の設立」のように改め、後者「大都留守段貞の活動」の第三節に移した方がよいと思う（結果として、前者の元々第五節であったものは第四節に、後者の元々第三節であったものは第四節となる）。そもそも「大都留守段貞の活動」の章には、「寺院・道観の建設」の項があるわけなので、(第六章に持ってきた方が)第七章が「大都における宗教施設の建設」であることからすれば、宗教建築に関する議論として繋がりを持たせることができる。科挙の濫觴は元代の中期であったので、その時期はやや後になるから、「科挙からみた大都」を第八章として最後におく。以上、もしこのような章立てをとれば、あるいは全書の論理関係をより緊密に整えることができるのではないかと思う。

行論についてであるが、「至元二十年九月令」[「徙舊城市肆、局院、稅務皆入大都、減稅徵四十分之一。】(『元史』卷一二、世祖紀九)について、陳高華・杉山正明両氏は、主要な官署を南城から北城へ移転させることを意味するとし、第三章において、著者は氏らの見解を引用している(81頁)。しかしながら、著者は第四章においてこの法令に対して詳し

い検討を行った際に、「市肆」は商店・市場を(106頁)、「局院」は官営工場を(112頁)、「稅務」は税金を徴収する機関を指す(115頁)と述べ、これに基づいて、当該法令は中核官署を移転させることと無関係であると結論した(128-129頁)。まず「市肆」・「局院」は官署ではないし、更に「稅務」も稅務機関であって、主要な官署の代表とすることはできない。それゆえに、評者も著者の結論が正しいと思う。しかし、そうだとすると実際には陳氏・杉山氏の説に対して反論していることになる。つまり、著者は第三章では先行研究を引用し、第四章になって、それについての反駁を行っているのである。このような行論は読者にとって分かりにくい。かりに「至元二十年九月令」が中核官署を移転させることと関係がないのであれば、第三章において引用する必要はあるまい。「至元二十年九月令」に関する先行研究については、第四章で引用してから検討を行う方が、より当を得ており、なおかつ読者にとっても分かりやすいと思われる。

次に、本書のいくつかの問題点について、いささか浅見を述べ、著者と読者の参考に供したいと思う。

65頁において、著者は、大都城の城壁が大慶寿寺の二つの塔を避けるために湾曲部を持つことから、城壁は、障害物があればこれを避けて築かれたと指摘している。この点に関して、先行研究は、フビライは海雲・可庵二僧の骨塔を避けて城壁を築くように命令したが、これは臨濟宗の上層僧侶を敬ったからであると論じる(陳高華『元大都』、また同・史衛民『元代大都上都研究』中国人民大学出版社、2010年、39・86頁)。したがって、このケースは特殊な一例であって、すべての障

害物を避けていたのでは、大都の外城は全体として長方形になりそうもない。

『南村輟耕録』巻二「宮闕制度」には、「宮城周回九里三十歩、東西四百八十歩、南北六百十五歩、高三十五尺。甃甃。至元八年八月十七日申時動土、明年三月十五日即工。」とある。著者は、本書の68頁において、この史料に基づいて、大都皇城の城壁の工事は至元八年八月に開始されたと論じた。この説にはまだ検討の余地が残されているように思われる。というのは、既に楊寛氏は、上記の史料が示しているのは宮城の修築状況であると指摘しているからである（『中国古代都城制度史研究』上海古籍出版社、1993年、473頁）。楊氏は、皇城城壁の建設時期について、大都はその建設当初、宮城だけを有し、皇城は無かったと主張する。更に、皇城城壁は元貞二年（1296）十月以前には建設されていたと指摘する（『中国古代都城制度史研究』、476頁）。これに対して、党宝海は皇城城壁の建設は至元四年四月に開始され、翌年の十月に完成を見、皇城城壁の建設は宮城城壁よりも早期であったと論じた（『青山（Köke Ayula）与元大都』『中国史研究』2011年第4期、127-129頁）。評者は後者の見解に同意する。著者は、本書の70頁において、『元史』巻七「世祖紀四」に「（至元九年五月）宮城初建東西華、左右掖門。」とある史料により、至元九年五月に東華門・西華門とその両側に配された掖門が完成をみた論じ、これは宮城の城壁が完成したことを示すと言う。評者はこの点について異なった意見を持っている。一つ目は、中国の昔の宮殿建築では、一般的に正門の両側にしか掖門は配されない。元代の大内の正門は崇天門で、東・西華門ではなかったため、「左

右掖門」は前者（崇天門）に配されたはずで、東・西華門に配されたのではない。明初の史料である蕭洵の『故宮遺録』には「崇天門、門分為五、……兩旁各去午門百餘歩有掖門、皆崇高閣。」とある。この中の「午門」とは崇天門を指す（陳高華・史衛民『元上都』（吉林教育出版社、1988年、ここでは同『元代大都上都研究』、213頁）。元末に書かれた史料である陶宗儀『南村輟耕録』巻二「宮闕制度」には、「（宮城）分六門、正南曰崇天、十一間、五門。……崇天之左曰星拱、三間、一門。……崇天之右曰曇從、制度如星拱。」とある。以上の二つの史料から、元朝後期には、崇天門の左掖門は「星拱門」で、右掖門は「曇從門」であったことが分かる。左・右掖門は元初に建設されており、いつ頃に「星拱」・「曇從」と名付けられたのかは、史料に記載がないため判断できない。崇天門と星拱門及び曇從門との位置関係については、「元大内前殿宮闕布局示意図」（林梅村「元大都的凱旋門——美国納爾遜・阿金斯藝術博物館藏元人〈宦跡圖〉讀画札記』『上海文博論叢』第36輯、2011年、ここでは同『大朝春秋——蒙元考古與藝術』故宮出版社、2013年、316頁）が参考になるであろう。

二つ目は、至元九年五月は東・西華門と左・右掖門の建設を始めた時期であり、完成した時期ではない。

三つ目に、上記の史料に依拠して、宮城城壁の完成した時期を判断することはできない。なぜなら宮城城壁が完成した時期は、至元九年三月であったからである（楊寛『中国古代都城制度史研究』、473頁）。以上をまとめれば、東・西華門と左・右掖門の建築は、宮城城壁が完成した二ヶ月後に始まったと考

えられる。

著者は、178-180頁において、以下のように述べる。大内宮城は隆福宮・興聖宮と、太液池を挟んで向かい合っており、儀天殿の西側には太液池に架かる木吊橋がある。大都留守司は、皇帝が上都に行幸している間は吊橋を移動させ、宮城と隆福・興聖二宮とのアクセスを遮断し、大内を警備する。宮闕管理制度についての筆者のこの見解は、独創的である。可動式の木吊橋に対して、太液池には固定された橋がもう一つある。それは万歳山と大内を結びつける役割を果たし、こうして、宮城は万歳山と一つの独立した空間を作り上げる。前者は、朝会を挙行する荘厳さを帯びた場所であり、後者は風光明媚な娯楽の場所である。両者は一体となって元朝皇帝の日常生活の区域となり、大都の中核をなす。従って、木吊橋を移動すれば、独立した空間が生まれ、隆福宮・興聖宮とは池を挟んで向かい合うようになるのである。しかし、著者は万歳山の存在及びそれが大内と繋がっていることについては注意を払わなかったようである。万歳山が太液池の東・西にある橋と繋がっていることについては、『瓊華島（万寿山）復元図』（福田美穂「元大都の皇城に見る「モンゴル」的要素の発現」『佛教藝術』第272号、2004年、37頁）を参考にできよう。

著者は181-182頁において、大都門尉について検討を行っている。その際、拙稿「元大都門尉初探」（『国際漢学研究通説』第15期、2017年、286-291頁）を参照するのが望ましかったであろう。拙稿では、この官職について、その設置背景・様々な職責・定員の変化と人員構成について検討を行っている。なお拙稿は本書の刊行とほぼ同じ時期に発表され

たものであるため、本書の中で拙稿を引用しなかったことをことさら問題視している訳では無く、ただ情報を提供しておきたいと思う。

本書のその他いくつかの問題についても述べよう。まず、至元三年十二月に金口を開削し、盧溝から導水した支流について、著者は「金口運河」（63-64頁）と称している。これは長瀬守の説による（「元朝における郭守敬の水利事業」、1965年、ここでは同『宋元水利史研究』国書刊行会、1983年、638-641頁）。しかし、本書66頁において、金水河とも呼んでいるのは妥当ではない。金水河というのは、大都にあるまた別の河川の名称である。次に、171頁において、『元史』卷一四八「董文忠伝」を引用しているが、これはオリジナルの史料ではない。元史料は姚燧「僉書枢密院事董公神道碑」（『国朝文類』卷六一）である。同様に、174頁で引用されている『元史』卷一六九「高麗伝」は、虞集『道園学古録』卷一七「高魯公神道碑」が元の史料である。245-246頁において、元大都では、元統元年（1333）から会試が十一回挙行されたと言う。しかし実際には、至元二年（1336）、五年の二度にわたり行われなかったため、結局元統元年から至正二十六年の間に大都で会試が挙行されたのは十回ということになる（姚大力「元朝科举制度的行廢及其社会背景」『元史及北方民族史研究集刊』第6期、1982年、ここでは同『蒙元制度與政治文化』北京大学出版社、2011年、259-261頁）。

本書の図と表について、表は全部で三枚ある。表1「在京諸倉一覽」（127頁）・表2「大都留守一覽」（194頁）・終章附表「元代皇帝の居処」（289-301頁）である。この三枚の表は、情報量も多く、高い価値がある。それに対し

て、図の方は（全部で九枚ある）、精密さを欠くと言わざるをえない。例えば、図4（98頁）において和義門を肅清門としている、図4・図5（107頁）・図8（215頁）・図9（259頁）では、積水潭の「潭」がすべて「漂」となっている。

最後に、著者は、元代の統治者が元大都を重視したか否かについて、自らの見解を示す。無論、この問題が元大都の歴史的な位置づけに関わる問題であるからである。『元史』巻一八八「劉哈剌不花伝」には「（至正）十七年、山東毛貴率其賊衆、由河間趨直沽、遂犯瀋州、至棗林。已而略柳林、逼畿甸、樞密副使達国珍戦死、京師人心大駭。在廷之臣、或勸乘輿北巡以避之、或勸遷都關陝、衆議紛然、独左丞相太平執不可。哈剌不花時為同知樞密院事、奉詔以兵拒之、與之戰于柳林、大捷。貴衆悉潰退、走拋濟南、京師遂安、哈剌不花之功居多。」とある。著者はこの史料に依拠して、危急の際にあって大都を死守しようとしたのは漢人の太平のみであったとし、元代の統治層のモンゴル人は大都を重視しなかったと結論した（276-278頁）。評者はこの見解について同意できない。その理由は、元代の最も重要なモンゴル人である皇帝本人、とりわけ元の順帝がとった大都に対する態度を見落としているからである。中華書局の点校本『元史』「劉哈剌不花伝」の校勘記には、『元史』本紀をもとに、哈剌不花が毛貴に抵抗したのは至正十七年ではなく、至正十八年（1358）であるとある。『元史』巻四五「順帝紀八」にはこれに関する記載があり、「（至正十八年三月）乙卯（十七日）、毛貴犯瀋州、至棗林、樞密副使達国珍戦死、遂略柳林、同知樞密院事劉哈剌不花以兵擊敗之、貴走拋濟南。」とある。

そして『元史』巻四五、順帝紀八には「（至正十八年三月）庚戌（十二日）、毛貴陷薊州、詔徵四方兵入衛。」と、これに先立つ記事がある。これはつまり順帝が大都のために援軍を集めていたことを指す。注意すべきなのは、「京師人心大駭」の際にあって、哈剌不花はまさに皇帝の命令を受けて、敵軍と戦い勝利を得たということである。ここから、大都を堅守しようとした順帝の決心を窺うことができよう。毛貴が撤兵した後、順帝は敵軍の侵攻に備えるため、大都城の防衛を強化する措置をとった。「（至正十八年六月）命左丞相太平督諸軍守禦京城、便宜行事。」（『元史』巻四五、順帝紀八）とあるが、これは大都を死守することを主張した丞相の太平を派遣し、大都防衛の任務に着かせたことを指す。また「（至正十九年十月）詔京師十一門皆築甕城、造吊橋。」（『元史』巻四五、順帝紀八）とあるが、詔を発して、大都の全城門において甕城と吊橋を修築させ、防禦を強化しようとしている。元の順帝による以上の各施策から見れば、元の順帝が大都を守ろうとした決心は揺るぎないものであったと言えよう。しかし、至正二十八年、元の順帝が大都を捨てて北方へ逃亡したのは、壊滅的な軍事的敗北が原因であり、やむを得ない選択であった。薄音湖も、草原に戻った後に順帝が大都奪回を試みたことを指摘している（「元以後蒙古人対大都的記憶和懷念」『元史論叢』第13輯、2010年、40-41頁）。ここからも順帝が大都を重視していたことは看取できる。評者は、元代の統治者は大都を非常に重視していたと考えるのである。